

笠松競馬場大型映像装置広告等放映取扱規程

平成29年 4月 1日

改正 平成30年 4月 1日

(趣 旨)

第1条 この規程は、岐阜県地方競馬組合(以下「組合」という。)が所有する笠松競馬場大型映像装置(以下「大型映像装置」という。)の広告等放映に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大型映像装置 笠松競馬場内に設置されている映像装置
- (2) 広 告 等 大型映像装置に表示される広告その他のデジタルコンテンツ
- (3) 公 共 広 告 国、他の地方公共団体その他公共団体のPR及びお知らせ等
- (4) 一 般 広 告 公共広告を除く、商業等のPRを行う広告
- (5) 広 告 主 等 広告等放映決定通知を受けた者

(事業の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告等は、事業の対象外とする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会的な問題についての主義主張にあたるもの
- (6) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの、その他広告等として表示することが適当でないと認められるもの

2 前項に定めるもののほか、事業に関する業種、事業者及び放映基準については、別に定める。

(放映時間帯)

第4条 広告の放映時間帯は、笠松競馬開催時の開門時間から最終レースまでとする。

2 その他放映の時間帯は、笠松競馬ナイター非発売日及びJ-PLACE 笠松開催日の18時から21時とする。ただし、本場と場外共に発売しない日を除く。

(広告の枠組)

第5条 広告は、1回15秒程度とする。

2 広告放映保証回数は、原則1日当たり2回程度とする。

(広告の放映期間)

第6条 広告の放映期間は日単位とし、複数日も可能とする。

- 2 公共広告及び協賛企業の広告は、2か月以内とする。ただし、管理者が必要と認めるときはこの限りではない。

(放映の申込)

第7条 大型映像装置へ広告等を放映しようとする者は、笠松競馬場大型映像装置広告等放映申込書(様式第1号)(以下「申込書」という。)を管理者に提出しなければならない。

- 2 申込者は、広告等の放映開始希望日の1ヶ月前までに管理者に提出するものとする。

(放映料の納入)

第8条 放映料は、次の各号に掲げる金額とする。

- (1) 広告放映料は、1日につき10,000円(委託料を含む)とする。
- (2) その他放映料は、1時間につき10,000円とする。
- 2 申込者は、前項に規定する放映料を管理者が指定する日までに納付しなければならない。
- 3 広告放映の取下げ、取消しがあった場合は広告放映日数に応じた広告放映料を算出し、請求するものとする。
- 4 その他放映の取下げ、取消しがあった場合は、申込者が支払った料金を全額返還するものとする。

(放映の決定)

第9条 管理者は、第7条に掲げる申込書及び第11条に掲げる広告等の提出があり、かつ前条に掲げる放映料の納入があった場合は、速やかに放映の可否を決定し、その結果を放映条件等と併せ、笠松競馬大型映像装置広告等放映決定通知書(様式第3号)又は笠松競馬大型映像装置広告等非放映決定通知書(様式第4号)により申込者に通知するものとする。

(広告放映料の減免)

第10条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める割合により広告放映料を減免し、又は免除することができる。

- (1) 公共広告については100分の100
 - (2) 国又は地方公共団体の広告については100分の100
 - (3) 協賛企業については100分の100
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、管理者が認める広告については管理者がその都度定める割合
- 2 広告放映料の減額又は免除を受けようとする申込人は、岐阜県地方競馬組合大型映像装置広告放映料減免申込書(様式第2号)を管理者に提出しなければならない。

(作成及び提出)

第11条 広告等は、申込者の責任及び負担で作成するものとする。

- 2 申込者は、広告等を放映開始日の10日前までに提出しなければならない。

- 3 広告等は、ブルーレイディスク又はDVDで提出するものとする。なお、コピーガード及びスクランブルが入っているものは不可。
- 4 画面サイズは16:9が好ましい。ただし、4:3でも可能。
- 5 広告等は組合委託業者の放送機器にコピーして放映することがあり、コピーにあたっては、申込者が広告等を提出した時点で承諾したものとみなす。

(内容等の変更)

第12条 管理者は広告等が第3条に掲げる事項に抵触していると判断したときは、申込者に対して内容等の変更を求めることができる。

(放映等の取消し)

第13条 管理者は、放映決定後、第3条に掲げる事項に抵触することが判明した場合は、広告主等への催告その他何らかの手続きを要することなく、放映等を取り消すことができる。

(放映の取下げ)

第14条 申込者は自己の都合により、大型映像装置への放映を取り下げることができる。

2 前項

の規定により放映を取下げるときは、申込者は書面により管理者に申し出なければならない。

3 申込者が第7条第2項、第8条第2項、及び第11条第2項で定める提出期限を遵守しない場合は、当該申込みを取り下げたとみなすことができる。

(広告の放映の延長)

第15条 広告主の責めに帰することのできない理由により、広告の放映を延長及び中断した場合は、その日数に応じて、放映期間を延長することができる。ただし、延期及び中断した日数が1日未満の場合は、放映期間の延長は行わない。

(広告主等の責務)

第16条 広告主等は放映された内容等に関する一切の責任を負う。

2 広告主等は、広告等を提出した時点で、内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び放映する内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、管理者に対して保証したものとみなす。

3 第三者から広告主等の広告等に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主等の責任及び負担において解決しなければならない。

(損害賠償)

第17条 広告主等は、第13条の規定に基づき放映が取り消された場合は、本組合に対して損害の賠償を請求できないものとする。

(その他)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、広告等に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。